

と。

4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

- 土壌等の除染等の措置の対象には、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等が含まれるが、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に特別地域内除染実施計画又は除染実施計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施すること。特に子どもの生活環境については優先的に実施すること。また、農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮すること。
- 国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年基本勧告、原子力安全委員会の「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」（平成23年7月19日原子力安全委員会）等を踏まえて、目標値を設定すること。
- 追加被ばく線量（※）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すこと。また、土壌等の除染等の措置の効果やモデル事業の結果等を踏まえて、今後具体的な目標を設定すること。ただし、空間線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要であること。

※自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量

- 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、下記の目標を目指すこと。
 - ・長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指すこと。
 - ・具体的な目標として、平成25年8月末までに、一般公衆の推定年間被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現することを目指すこと。
 - ・子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの推定年間被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現することを目指すこと。
 - ・これらの目標については、土壌等の除染等の措置の効果等を踏まえて適宜見直しを行うこと。

(2) 除染特別地域に関する事項

①除染特別地域の指定に関する事項

- 空間線量が高く土壌等の除染等の措置の実施に当たって高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定すること。

②除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の方針

- 除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成 26 年 3 月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等の土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを目指すこと。
- 追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施することで、空間線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術や作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、特別地域内除染実施計画を策定し、段階的に除染等の措置等を進めること。
- 特別地域内除染実施計画の策定に当たっては、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とすることが重要であること。また、除去土壌等の量に見合った仮置場の確保を前提としたものとする。

③土壌等の除染等の措置の体制

- 除染特別地域内には、農用地、森林、道路、河川等様々な土地が含まれる。除染特別地域内の土壌等の除染等の措置については、当該土地の利用及び管理に関して知見・情報を有する行政機関と連携して、環境省が行うこと。

(3) 除染実施区域に関する事項

①汚染状況重点調査地域の指定に関する事項

- その地域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる地域について、指定すること。

②除染実施計画を定める区域の指定に関する事項

- その地域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる区域について、指定すること。

③除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置の方針

- 除染実施計画の策定に当たっては、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とすることが重要であること。また、除去土壌等の量に見合った仮置場の確保を前提としたものとする。
- 追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土のはぎ取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行うことが適当であること。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行うことが適当であること。
- 除染実施計画は、状況の変化に応じて、適時適切に見直すこと。そのために、除染実施者は、土壌等の除染等の措置による空間線量の変化等に関するデータを取るとともに、計画策定者は、これらのデータの蓄積を含めた進捗状況の管理を確実にすること。

○法第 36 条第 3 項の協議会を設置する場合には、放射性物質、除染等の措置等の専門家を入れ、必要な知見を取り入れること。国は、計画策定者が協議会を設置する場合には、自ら管理する土地等に係る除染等の措置等を実施する立場として参加するのみならず、必要な科学的・技術的知見を提供すること。また、国、地方公共団体等が管理する土地を占有する者及び当該土地において工作物を設置する者がいる場合には、当該土地を占有する者及び当該工作物を設置する者についても協議会への参加を促すこと。

(4) 土壤等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項その他土壤等の除染等の措置の推進に関し必要な事項

- 土壤等の除染等の措置の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、除去土壤の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとること。また、洗浄等による排水による流出先への影響を極力避けるための工夫を行うこと。
- 土壤等の除染等の措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うこと。また、必要に応じて、当該措置の後に定期的なモニタリングを行うこと。
- 除去土壤等の発生量が膨大であること等にかんがみ、土壤等の除染等の措置を実施する際、除去土壤等の発生抑制に配慮すること。
- 国は、迅速な土壤等の除染等の措置の推進のため、費用対効果が高くかつ効果の実証された除染方法を標準的な方法として示すこと。

5. 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

- 除去土壤の収集及び運搬は、迅速に行うよう努めること。
- 除去土壤の収集等の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壤の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとること。
- 除去土壤については、減容化技術の進展を踏まえつつ、保管や処分の際に可能な限り減容化を図ること。
- 減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壤について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討すること。
- 「当面の考え方について」において示された考え方を踏まえ、処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにすること。

6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

(1) 汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

- 土壤等の除染等の措置を迅速に実施するため、当分の間、市町村又はコミュニティごとに当該措置に伴い生ずる土壤及び廃棄物の仮置場を確保する必要があること。これらの仮置場の確保については、①除染特別地域に係るものについて

ては、環境省が市町村の協力を得つつ行うこと、②除染実施区域に係るものについては、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が行うこと。

○土壤等の除染等の措置を実施した土地において、除去土壤等をやむを得ず現場保管する必要がある場合は、除染実施者は、当該土地の所有者等の意見を踏まえつつ、当該所有者等に保管させることができる。

○対策地域内廃棄物の仮置場の確保については、市町村の協力を得つつ環境省が行うこと。また、指定廃棄物については、国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、当該指定廃棄物が排出された施設の管理者や当該指定廃棄物の占有者等が保管し、国は必要に応じこれらの者が行う保管を支援すること。

○事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壤が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設（※）を確保すること。

※相当量の土壤・廃棄物を一定の期間安定的に集中して貯蔵・管理する施設

○中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うこととすること。

○中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発の状況を踏まえて検討すること。

○仮置場、中間貯蔵施設及び処分場の用地の確保については、公有地の積極的な活用を含め、国、地方公共団体等が連携・協力して行うこと。

○仮置場、中間貯蔵施設及び処分場の確保及び維持管理は、周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ行うことが必要であること。

周辺の環境保全に当たっては、仮置場については、住民等に対して、環境保全上の配慮事項をわかりやすく提供すること。中間貯蔵施設及び処分場の確保に当たっては、当該施設による環境影響の評価等を行い、その結果に応じた適切な環境保全措置を講ずる等の措置をとること。

（２）調査研究、技術開発等の推進等

○国は、独立行政法人日本原子力研究開発機構をはじめとする様々な研究機関の取組の支援及びこれらの研究機関との連携の確保を行うなど、土壤等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物及び土壤の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物及び土壤の減容化のための技術の開発・評価・公表を積極的に進めること。

○国は、環境汚染への対処に係る新規技術、材料等について、実用可能性や費用対効果を評価・公表する仕組を構築し、産学官の研究開発の成果を活用すること。

（３）住民理解の促進等

○国は、地方自治体による住民説明会への専門家の派遣等により、適確な知識の普及啓発を行うこと。

○国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び市民とのリスクコミュニケーションを実施すること。

(4) その他配慮すべき事項

- 国及び地方公共団体は、環境汚染への対処の実施内容及びその効果について、適時適切に地域住民等に対し周知を行うこと。
- 事業者は、環境汚染への対処に従事する者の放射線防護等労働安全衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける放射線量の管理、当該従事者が知識を得る機会の提供等を行うこと。また、国等が環境汚染への対処に関して事業者に委託する場合には、事業者が当該管理等を確実にを行うよう指導すること。
- 地方公共団体は、住民等が土壌等の除染等の措置を行う場合にあっては、土壌等の除染等の措置を行うに当たっての作業方法や留意事項を周知すること、専門家の助言及び指導を得ること等により、土壌等の除染等の措置が安全かつ着実に行われるようにすること。このため国は、専門家の派遣、必要な情報の提供等必要な措置を行うこと。
- 環境汚染への対処に当たっては、地元雇用の確保に配慮すること。
- 廃棄物の再生利用の推進のため、安全性を確保しつつ、可能な限り廃棄物の再生品（セメントや再生砕石等）の活用を図ること。

放射性物質汚染対処特措法第11条第1項、第25条第1項、第32条第1項及び第36条第1項の環境省令で定める要件案

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）第11条第1項、第25条第1項、第32条第1項及び第36条第1項の環境省令で定める要件については、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日原子力災害対策本部決定）等も踏まえつつ、以下のとおり定めることとする。

なお、これらの要件に係る考え方については、現在、別途パブリックコメントを行っている法第7条に基づく基本方針骨子案に記述している。

※ 本パブリックコメントの対象以外の政省令事項についても、後日、別途パブリックコメントを行う予定であるが、本パブリックコメントは、法第13条第1項、第28条第1項及び第36条第1項に定める計画（対策地域内廃棄物処理計画、特別地域内除染実施計画及び除染実施計画）の策定にあたり予め必要となる各地域の指定に関する事項について先に行うものである。

I 廃棄物処理関係

1. 汚染廃棄物対策地域の指定の要件 【法第11条第1項関係】

汚染廃棄物対策地域の指定の要件については、空間線量が高いこと及び国の指示に基づき立入りが制限されている地域であることを踏まえ、

○ 警戒区域又は計画的避難区域である地域とする。

II 除染関係

1. 除染特別地域の指定の要件 【法第25条第1項関係】

除染特別地域の指定の要件については、空間線量が高いこと及び国の指示に基づき立入りが制限されている地域であることを踏まえ、

○ 警戒区域又は計画的避難区域である地域とする。

2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件 【法第32条第1項関係】

汚染状況重点調査地域の指定の要件については、

- 当該地域における放射線量が一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト (※1) 以上 (※2) であること

とする。

(※1) 「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトの考え方」(平成 23 年 10 月 10 日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第一回合同検討会の参考資料 2 の別添 2) 参照

(※2) 法第 32 条第 1 項では「地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域を汚染状況重点調査地域として指定する」こととされている。よって、環境省令では「放射線量が一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト未満であること」を定めることとする。

3. 除染実施計画を定めることとなる区域の要件 【法第 36 条第 1 項関係】

除染実施計画を定めることとなる区域の要件については、

- その区域における放射線量が一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト (※3) 以上 (※4) であること

とする。

(※3) 「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトの考え方」(平成 23 年 10 月 10 日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第一回合同検討会の参考資料 2 の別添 2) 参照

(※4) 法第 36 条第 1 項では「汚染状況重点調査地域内の区域であって、(中略) 事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染実施計画を定める」こととされている。よって、環境省令では、「放射線量が一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト未満であること」を定めることとする。

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針骨子案

パブリックコメント 用語説明

※下線については、別途説明をしているもの。

全般

○「事故由来放射性物質」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（法第 1 条）

○「関係原子力事業者」

事故由来放射性物質を放出した原子力事業者（法第 2 条第 1 項）

○「除染に関する緊急実施基本方針」

<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110826001/20110826001.html>

廃棄物処理関係

○「汚染廃棄物対策地域」

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う地域。地域の指定は、環境大臣が行う。地域の指定要件については、別途パブリックコメント中。（法第 11 条第 1 項）

○「対策地域内廃棄物」

汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。）（法第 13 条第 1 項）

○「指定廃棄物」

水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、廃棄物焼却施設及び集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等であって、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要

件に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと思料される場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。環境省令で定める要件は、別途定めることとする。(法第 16 条～第 18 条)

○「災害廃棄物」

東日本大震災により生じた廃棄物（地震や津波により倒壊した建物の残骸や津波により大破した自動車・船舶等。）

○「汚染廃棄物等」

対策地域内廃棄物、指定廃棄物又は除去土壌（法第 46 条）

○「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan039/siryo2.pdf>

除染関係

○「土壌等の除染等の措置」

事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（法第 2 条第 3 項）

○「除去土壌」

除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌（法第 2 条第 4 項）

○「除去土壌等」

除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物

○「除染等の措置等」

土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（法第 25 条第 1 項）

○「除染特別地域」

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う地域。地域の指定は、環境大臣が行う。地域の指定要件については、別途パブリックコメント中。
(法第 25 条第 1 項)

○「特別地域内除染実施計画」

除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画。環境大臣が策定する。(法第 28 条第 1 項)

○「汚染状況重点調査地域」

その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域。地域の指定は、環境大臣が行う。指定要件については、別途パブリックコメント中。(法第 32 条第 1 項)

○「除染実施計画」

汚染状況重点調査地域内の区域であって、法に基づく調査結果等から、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等の実施に関して定める計画。都道府県知事又は市町村の長が策定する。上記要件については、別途パブリックコメント中。(法第 36 条第 1 項)

○「除染実施区域」

除染実施計画の対象となる区域 (法第 35 条第 1 項)

○「除染実施者」

除染等の措置等の実施者。除染特別地域においては国 (環境省)、除染実施区域においては、国、都道府県、市町村等。(法第 30 条第 1 項及び第 38 条第 1 項)

○「法第 36 条第 3 項の協議会」

除染実施計画の策定者が、除染等の措置等を効果的かつ円滑に実施するために置くことができる協議会。

○「汚染廃棄物等」(再掲)

対策地域内廃棄物、指定廃棄物又は除去土壌 (法第 46 条)

○「国際放射線防護委員会の 2007 年基本勧告」

<http://www.icrp.org/publication.asp?id=ICRP%20Publication%20103>

○「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan054/siryo.pdf>

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された 廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等 （草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトの考え方

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率（航空機モニタリング等の NaI シンチレーション式サーベイメータによる）に換算すると、毎時 0.23 マイクロシーベルトにあたる。その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時 0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時 0.03 マイクロシーベルトである。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間 0.38 ミリシーベルト、年間 0.29 ミリシーベルト（文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成 23 年 8 月 26 日））であり、これを一時間当たりに換算（24 時間 × 365 日で割る）した数値

- ② 追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルトと考えられる。（1 日のうち屋外に 8 時間、屋内（遮へい効果（0.4 倍）のある木造家屋）に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定）

※毎時 0.19 マイクロシーベルト × （8 時間 + 0.4 × 16 時間） × 365 日
= 年間 1 ミリシーベルト

- ③ 航空機モニタリング等の NaI シンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、

0.19 + 0.04 = 毎時 0.23 マイクロシーベルト
が、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトにあたる。

※通常の NaI シンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない

※航空機モニタリングに使用する検出器では宇宙からの放射線も検出するが、その分は差し引かれている

